

豊島区都市づくりビジョンの部分改定の概要について

1. 豊島区都市づくりビジョンとは

○豊島区都市づくりビジョンは、都市計画法第18条の2に基づく区市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）で、豊島区基本構想や都市計画区域マスタープランに即して策定するものである。

2. 改定の背景・理由

○豊島区都市づくりビジョンの本来の改定は、平成27年に策定から10年後の令和7年を予定していた。

○東京都の「都市づくりのグランドデザイン」や「東京の土地利用に関する基本方針」の中で都市構造の見直し等が行われ、各拠点の位置づけなどが大きく変わった。

○東京都の「都市計画区域マスタープラン」等の上位計画が令和2年度末に改定を予定している。

○豊島区都市づくりビジョンの全面改定である令和7年までの5年間を見据え、各地域で展開している都市づくりを円滑に推進するため、東京都の上位計画の改定を踏まえ、必要最小限の部分改定を行う。

3. 主な改定内容

○東京都の上位計画での豊島区の記述について、都市計画区域マスタープラン等と整合を図る。

○東京都の都市構造等の見直しにあわせ、拠点の位置づけが変わった大塚、巣鴨、駒込の各拠点については、都市構造図の凡例は交流拠点のまま、交流拠点の記述の中で交流（活力とにぎわいの）拠点の位置付けとする。また、東長崎については、東長崎駅北口のまちづくりの状況を踏まえ、生活拠点から交流拠点の位置付けとする。

○地域別の各プロジェクト等について、時点修正や追加を行う。

○SDGsに関するエッセンスを記述する。

○令和7年の全面改定までは「池袋副都心」という表現をそのまま使用する。

4. スケジュール

【部分改定：令和3年3月末～4月予定】

- 令和2年10月20日 第4回都市づくり専門部会
- 令和2年11月6日 第191回豊島区都市計画審議会（報告）
- 令和2年11月末～12月末 パブリックコメント
- ※パブリックコメントと同時期に東京都へ意見照会
- 令和3年1月末 第193回豊島区都市計画審議会（報告）
- ※パブリックコメントの結果によって、都市づくり専門部会の開催やスケジュールの見直しを検討する。
- 令和3年3月末 第194回豊島区都市計画審議会（諮問）
- 令和3年3月末～4月 豊島区都市づくりビジョン（改定）

【全面改定：令和7年予定】

- 令和5年より全面改定に向けた調査・検討（ワークショップの実施を含む）を開始予定
- 令和5年から令和7年の3か年かけて全面改定を行う。
- 全面改定の時には、都市づくり専門部会ではなく、豊島区都市づくりビジョン改定検討委員会（仮称）を設置して、その中で検討を行い、適宜、都市計画審議会へ報告を行いながら進めていく。